



学校いじめ防止基本方針

令和6年4月2日改訂

常陸太田市立峰山中学校

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されている。（いじめ防止対策推進法第2条）

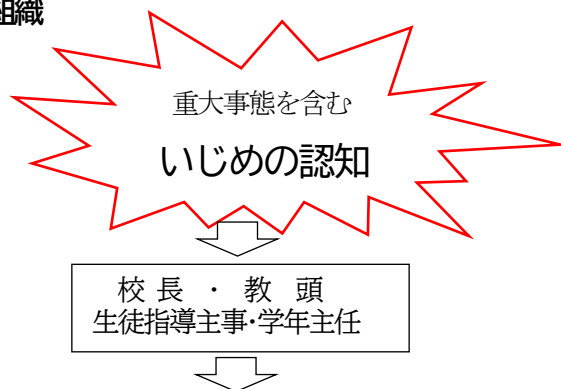
いじめの基本的な認識

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

◇ いじめにより、次のような疑いが認められる場合、これを「重大事態」という。

- 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い（生命心身財産重大事態）
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（不登校重大事態）

いじめ防止等の対策のための組織



いじめ問題対策会議

- 開催日： いじめを認知した時点で、速やかに開催する。そして、事態収束まで開催する。
- 構成： 校長 教頭 生徒指導主事 学年主任 学級担任 その他
- 内容
 - ① 事実関係の正確な調査・把握と教育委員会への報告
 - ② 被害者、加害者または全体に対して、具体的な指導方針を検討
 - ③ 保護者と連携を取りながら、いじめの解決指導
 - ④ 関係機関（教育委員会、警察、児童相談所等）と連携を取りながらいじめの解決指導

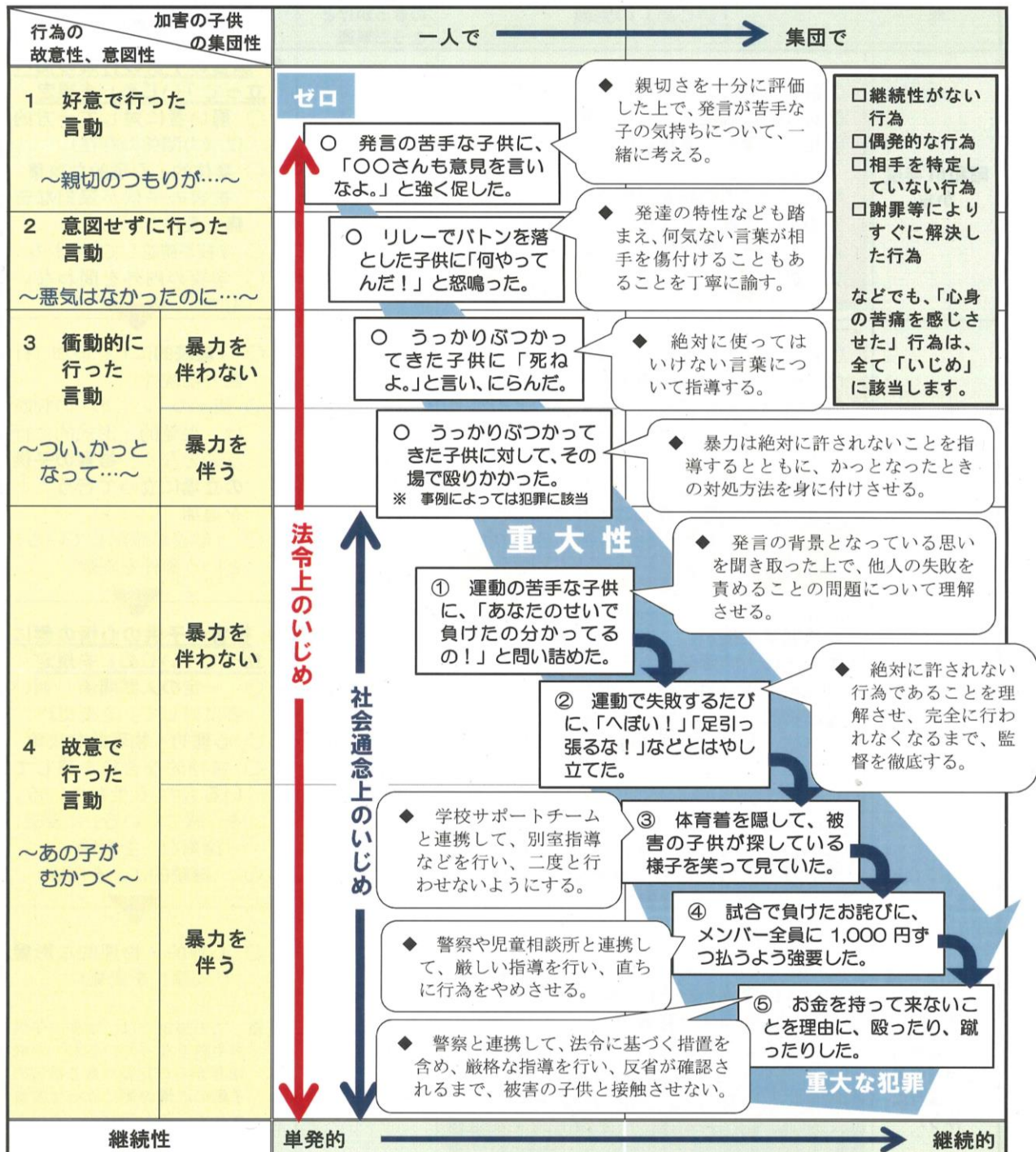
定義に基づく「いじめ」の捉え方

● 重大性の段階に応じたいじめの類型（例） ～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかに鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。

※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

いじめに対する措置

いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ問題対策会議」を招集する。
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時)

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず、いじめ全体を把握する。

指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

生徒への指導・支援

- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。

保護者との連携

- 発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

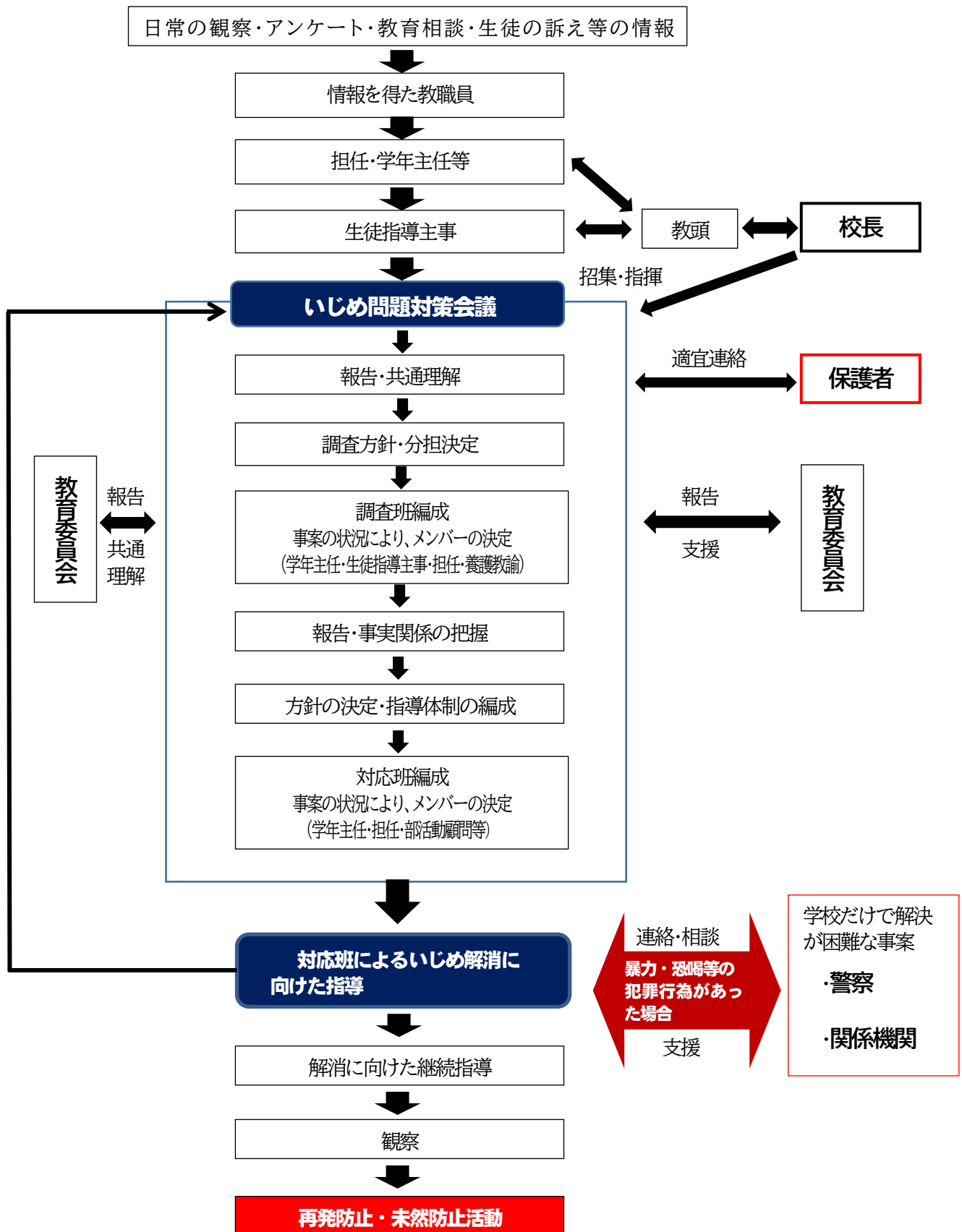
把握すべき情報例

※聞き取り記録紙に記入

- ◆ **誰が誰にいじめを受けたと感じているのか？** 加害者と被害者の確認
- ◆ **いつ、どこで起こったのか？** 時間と場所の確認
- ◆ **どんな内容のいじめか？ どんな被害を受けたのか？** 内容
- ◆ **いじめのきっかけは何か？** 背景と要因
- ◆ **いつ頃から、どのくらい続いているのか？** 期間

要注意：生徒の個人情報、その取扱いに十分注意すること

いじめが起こった場合の学校全体の取組



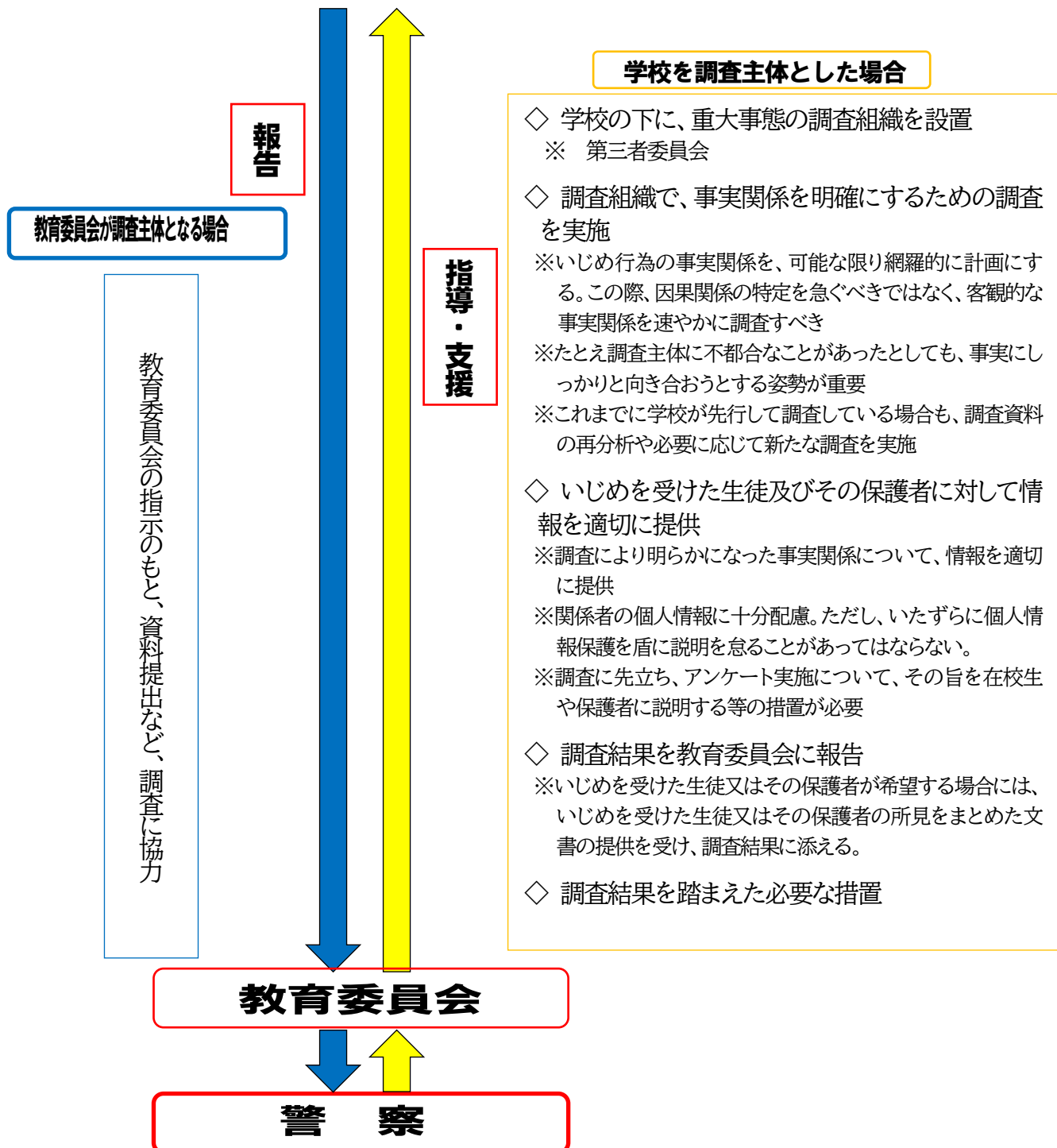
※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめ情報が入ってから学校の方針決定に至るまで、その日のうちに対応することを基本とする。

重大事態への対応

【 学校 】 重大事態の発生

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図した場合等)
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったときも同様



いじめの未然防止にむけて

- (1) 「**分かる**」授業の実施
- (2) 道徳教育・人権教育の充実
- (3) すべての生徒の居場所がある**学校・学年・学級づくり**
- (4) 生徒会活動の充実
- (5) 職員研修の実施（いじめの理解・構成的グループエンカウンター等）

いじめ見逃し0(ゼロ)にむけて

- (1) いじめについての共通理解
- (2) ICTを活用した定期的なアンケートの実施と二者面談による生徒理解
- (3) 日常的な声掛けと違和感に対する学年・生徒指導部員会での共通理解・共通対応

峰山中初期対応の原則

- ☐ 生徒の欠席（ 1日目 ） 電話連絡で対応
- ☐ 生徒の欠席（連続3日目） 担任（または学年担当による）家庭訪問
- ↓ 変化なし
- ☐ 担任や学年担当で保護者との面談を実施 ※**重大事態が予想される場合はすぐにケース会議**
- ↓ 変化なし
- ☐ ケース会議の実施

ケース会議の実施

担任・学年での対応に「行き詰まり」や「打開策が見えない」、「**重大事態に発展する可能性がある**」と感じたら**早急に**ケース会議を開催

参加者は情報共有と具体的な次の一手を検討する場とするように努める。

- ◆ 主催：**生徒指導主事（学年主任）**
- ◆ 構成員：校長・教頭・教務・養護教諭・学年担当・部活動担当・生徒指導主事
- ◆ ケース会議後最も近い職員集会か、直近の月曜日に集会を設定し、全職員への情報共有を行う。
緊急性が高いと考えられる場合は、当日臨時の集会を開き情報を共有する。
- ◆ 準備物：事前配布されている記録シート（参加者全員）、ケース会議記録用紙（生徒指導主事）
- ◆ その他：
 - ① 生徒の基本情報については記録シートを事前に配付し、ケース会議での確認は原則行わない。
 - ② ケース会議では今回の事象についての今後の対応策（誰が・いつ・どこで）を具体的に協議する。
 - ③ 30分を目安に会議を終了させる。

聞き取り記録紙 （必ず2名以上で聞き取りを実施）

聞き取り場所	
聞き取り時間	
聞き取った教諭名	

- ◆ 因果関係の特定を急がず
- ◆ 客観的な事実関係を明らかに
- ◆ 傾聴の姿勢で
- ◆ **必ず**複数で対応

(記録シート)

聞き取り日 年 月 日 () 聞き取り場所

聞き取り者

聞き取った生徒

【聞き取り内容】

☐	誰が	
☐	誰に	
☐	いつ	
☐	どこで	
☐	どんないじめが行われたのか	
☐	どんな被害を受けたのか	
☐	今どんな思っているのか	
☐	いじめのきっかけと 思われることは	
☐	いつ頃から始まったのか	
☐	どのくらい続いているのか	

メモ